

官報

昭和五十九年十二月二十日

○第百二回 衆議院會議録 第四号

昭和五十九年十二月二十日(木曜日)

議事日程 第四号

昭和五十九年十二月二十日

午後一時開議

- 第一 日本電信電話株式会社法案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第二 電気通信事業法案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第三 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第四 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件
- 公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
- 中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件
- 社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件等八件 日本電信電話株式会社法案外二案

午後一時八分開議

○副議長(勝間田清一君) これより會議を開きます。

原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協會経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(勝間田清一君) お諮りいたします。

内閣から、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、田島英三君及び山本寛君を、

科学技術會議議員に芦原義重君及び武安義光君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に岸野駿太君及び島田晋君を、

中央更生保護審査会委員に緒方節郎君及び面岡正之君を、

社会保険審査会委員に松浦十四郎君及び山縣晋作君を、

運輸審議会委員に安田道夫君を、

日本放送協會経営委員会委員に天野敏三君、池田敬子君、岩村精一洋君、永倉三郎君及び林卓男君を、

労働保険審査会委員に田中清定君及び宮野美宏君を、

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、原子力安全委員会委員、中央更生保護審査会委員、運輸審議会委員及び日本放送協會経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、科学技術會議議員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

次に、公害健康被害補償不服審査会委員、社会保険審査会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(勝間田清一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 日本電信電話株式会社法案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第二 電気通信事業法案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第三 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○副議長(勝間田清一君) 日程第一、日本電信電話株式会社法案、日程第二、電気通信事業法案、日程第三、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

日本電信電話株式会社法案外二案 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一八一

委員長の報告を求めます。通信委員長渡辺紘三君。

日本電信電話株式会社法案及び同報告書

電気通信事業法案及び同報告書

日本電信電話株式会社法案及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺紘三君登壇〕

○渡辺紘三君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この三法律案は、さきの第百一国会において、本院では、日本電信電話株式会社法案並びに日本電信電話株式会社法案及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の二案は修正議決、電気通信事業法案は政府原案のとおり可決の上、参議院に送付をし、同院において継続審査となつていたものであります。が、今国会に至り、参議院において衆議院送付の三法律案についていずれも修正議決の上、去る十二月十四日本院に送付され、同日本委員会に付託をされたものであります。

まず、会社法案について申し上げます。

本案は、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立するものであります。

その主な内容について申し上げます。

まず、会社は、国内電気通信事業を営むほか、これに附帯する業務及び目的達成業務を営むことができること。

次に、会社の株式については、政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有していなければならないこととし、政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならないこと。

等を定めております。

また、政府は、五年以内に、会社のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしております。

なお、新会社は、六十年四月一日に発足することになります。

次に、事業法案について申し上げます。

本案は、電気通信事業に競争原理を導入することにより、その効率化、活性化を推進することを目的とするもので、

まず、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止を規定するとともに、利用の公平及び重要通信の確保について定めております。

次いで、電気通信事業を、みずから電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、その他の第二種電気通信事業とに区分をし、第一種事業については、事業の開始には郵政大臣の許可を受けなければならないこととし、また、その料金は認可によることとし、さらに、第二種事業につきましては、原則として届け出とするが、特別第二種事業については、郵政大臣の登録によることとする等を定めております。

なお、政府は、この法律の施行の日から三年以内、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしてしております。

最後に、整備法案は、関係諸法律について所要の整備を行うほか、国際電報の営む附帯業務については、郵政大臣の認可から外すこととしたしております。

また、会社の労働関係につきましては労働三法によることとなりますが、労働法の附則において、調停に関する暫定的な特例措置を定めております。なお、この特例措置につきましては三年後に見直しを行うこととしてしております。

以上が三法律案の概要であります。

なお、参議院の修正点は、会社法案について、新会社の責務に、電話の役務を公平に提供すること及び公共の福祉の増進に資するよう努めなければならないことを加えること、

事業法案について、この法律の目的に、国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを加えること、

整備法案について、国際電報の営む附帯業務について郵政大臣の認可から外すこととするこの三点であります。

ばならないことを加えること、

事業法案について、この法律の目的に、国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを加えること、

整備法案について、国際電報の営む附帯業務について郵政大臣の認可から外すこととするこの三点であります。

委員会におきましては、昨十九日三法律案を一括して審査を行い、質疑終了の後、討論なく採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決をいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(藤岡田清一君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であり、三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(藤岡田清一君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○副議長(藤岡田清一君) 日程第四、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長高島修君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高島修君登壇〕

○高島修君 たいだいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態が変更され、たばこ事業法及び電気通信事業法が新たに制定されることに伴い提案されたものであります。その主な内容は、

第一に、地方たばこ消費税について、たばこ専売制度が廃止されることに伴い、従来の基本的枠組みを維持しつつ、納税義務者の範囲の拡大等の措置を講ずることとしております。

第二に、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらに対して講じられている固定資産税等の非課税措置及び公社が有する市町村納付金等を廃止するとともに、新たに日本たばこ産業株式会社が行う専売事業に関連した不動産取得税、固定資産税等の特例措置等を講じ、また、日本電信電話株式会社に対しては、日本電信電話公社からの承継に係る一定の償却資産について、取得後五年度間に限り、固定資産税の課税標準の特例措置を講ずることとしてしております。

御承知のように、本案は、前国会で本院において原案のとおり可決され、参議院において継続審査に付されておりましたが、今国会で参議院において衆議院送付案のとおり可決の上、去る十二月十四日本院に送付され、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、昨十九日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 嶋崎 均君
厚生大臣 増岡 博之君
運輸大臣 山下 徳夫君
郵政大臣 左藤 恵君
労働大臣 山口 敏夫君
自治大臣 古屋 亨君
國務大臣 石本 茂君
國務大臣 竹内 黎二君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、今二十日、内閣から、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、田島英三君及び山本寛君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、科学技術会議議員に戸原義重君及び武安義光君を任命したので、科学技術会議設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、公害健康被害補償不服

審査会委員に岸野駿太郎君及び島田晋君を任命したので、公害健康被害補償法第十三條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、中央更生保護審査会委員に緒方節郎君及び西岡正之君を任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、社会保険審査会委員に松浦十四郎君及び山縣習作君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、運輸審議会委員に安田道夫君を任命したので、運輸省設置法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に天野敏三君、池田敬子君、岩村精一洋君、永倉三郎君及び林卓男君を任命したので、放送法第十六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十日、内閣から、労働保険審査会委員に田中清定君及び宮野宏宏君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 柴田 弘君(理事草野威君去る十八日委員辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 野中 広務君(理事畑英次郎君去る十一月二日委員辞任につきその補欠)

理事 関谷 勝嗣君(理事戸井田三郎君去る

朗読を省略した議長の報告

十一月三十日委員辞任につきその補欠

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員会

辞任

愛知 和男君

補欠

二階 俊博君

江崎 真澄君

大村 襄治君

石原健太郎君

奥野 一雄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

山中 末治君

山田 英介君

小谷 輝二君

石原健太郎君

大村 襄治君

愛知 和男君

二階 俊博君

額賀福志郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

奥野 一雄君

山中 末治君

細谷 治嘉君

小谷 輝二君

山田 英介君

辞任

上村千一郎君

補欠

江崎 真澄君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

江崎 真澄君

五十嵐 三三君

細谷 治嘉君

上村千一郎君

議院運営委員

辞任 加藤 卓二君 補欠 瓦 力君

一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(特別委員辞任及び補欠選任)

石炭対策特別委員

辞任 上坂 昇君 補欠 多賀谷真穂君

(議案送付)

一、昨十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、本院継続審査)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

朗読を省略した議長の報告 日本電信電話株式会社法案及び同報告書

一八四

四、電気通信に関する事項
五、電波監理及び放送に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
昭和五十九年十二月十九日
衆議院議長 福永 健司殿
通信委員長 渡辺 紘三

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、建設行政の基本施策に関する事項
二、都市計画に関する事項
三、河川に関する事項
四、道路に関する事項
五、住宅に関する事項
六、建築に関する事項
七、国土行政の基本施策に関する事項
二、調査の目的
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
昭和五十九年十二月十九日
衆議院議長 福永 健司殿
建設委員長 保岡 興治

(質問書提出)

一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
茨城県筑波郡谷田部町西郷地区におけるホテル建設に関する質問主意書(竹内猛君提出)

日本電信電話株式会社法案(第一百一回国会内閣提出衆議院送付)
本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条の四により送付する。
昭和五十九年十二月十四日
衆議院議長 福永 健司殿
参議院議長 木村 睦男

日本電信電話株式会社法
(小字は参議院修正)
(目的及び事業)
第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、国内電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。
2 会社は、前項の事業を営むほか、これに附帯する業務及び郵政大臣の認可を受けて、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、同項の事業に附帯する業務に必要事項は、郵政省令で定める。
(責務)
第二条 会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎

的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するものとする。
よう努めなければならない。
(事務所)
第三条 会社は、本店を東京都に置く。
2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。
(株式)
第四条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。
2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。
3 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。
(政府保有の株式の処分)
第五条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。
(商号の使用制限)
第六条 会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。
(社債発行限度の特例)
第七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の四倍を超えてはならない。
(一般担保)
第八条 会社の社債権者は、会社の財産について

他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
(取締役及び監査役の選任等の決議)
第九条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(定款の変更等)
第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
2 前項の合併の決議(会社と第一種電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第三号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。)を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。)についての郵政大臣の認可は、同法第十六條第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。
(事業計画)
第十一条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(財務諸表)
第十二条 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。
(重要な設備の譲渡等)
第十三条 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。
(監査役及び監査命令等)
第十四条 会社の監査役は、三人以上でなければ

ならない。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

(監督)
第十五条 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告)
第十六条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)
第十七条 郵政大臣は、第四条第三項、第十条第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。、第十一条又は第十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)
第十八条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関してわいりを収受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社の取締役、監査役又は職員にならうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けてわいりを収受し、要求し、又は約束したときは、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3 会社の取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、わいりを収受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第十九条 前条各項の場合において、犯人が収受したわいりは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十條 第十八条各項に規定するわいりを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十一条 第十八条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第二十二條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第一条第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第七条ただし書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三條 第六条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条及び第十二条の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

(会社の在り方の検討)
第二条 政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(会社の設立)
第三条 郵政大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

5 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え、額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本電信電話株式会社法」とする。

6 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本電信電話公社(以下「公社」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

7 前項の規定により割り当てられた株式による

会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

8 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十八條の規定は、適用しない。

9 会社の設立に係る商法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法附則第三条第六項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

10 第八項の規定により公社が行う出資に係る給付は、附則第十一条の規定の施行の時に行われるものとし、公社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

11 公社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、公社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 公社が出資によつて取得する公社の株式は、公社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第百八十一條の規定は、公社の設立については、適用しない。

(公社の解散等)
第十四條 公社は、会社の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公社が承継する。

2 公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十條第二項第二号及び第五十八條第一項(監事の監査報告書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。

3 第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

日本電信電話株式会社法案及び同報告書

一八六

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五條 前條第一項の規定により会社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八法律第五十一号)により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2 前項の電信電話債券は、第七條及び第八條の規定の適用については、社債とみなす。

3 前條第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金についての資金運用部資金法(昭和二十六法律第百号)第七條第一項の規定の適用については、会社と同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4 前條第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。

(職員に関する経過措置)

第六條 会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しては、国家公務員等退職手当法(昭和二十八法律第百八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職

員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続き在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(商号についての経過措置)

第七條 第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いている者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第八條 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

第九條 会社の附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第三條第八項の規定により公社が行う株券(有価証券取引税法(昭和二十八法律第百二二号)第四條第二項に規定する持分を含む。)の出資に係る給付は、同法第一條に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第三條第十一項の規定により公社が受ける設立の登記及び同條第八項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第六十六号)第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という。)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは、日本電信電話公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、このうち最も多い額を超える場合」とあるのは「これを超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

8 前項に規定するもののほか、会社の設立に伴

う会社に対する法人税に関する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十條 附則第三條から前條までに規定するもののほか、会社の設立及び公社の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本電信電話公社法等の廃止)

第十一條 次の法律は、廃止する

一 日本電信電話公社法

二 日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)

(日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置)

第十二條 前條の規定の施行前に同條の規定による廃止前の日本電信電話公社法(以下「旧法」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前條の規定の施行の際現に旧法第三條の規定により公社が行っている業務であつて、第一條第一項の国内電気通信事業及びこれに附帯する業務に該当しないものは、同條第二項の規定により会社が認可を受けた業務とみなす。

3 前條の規定の施行の日の前日までの期間に對して公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

4 附則第六條第一項の規定の適用を受ける者の前條の規定の施行前に旧法第三十三條の規定により受けた懲戒処分及び前條の規定の施行前の事業に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同條の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

5 旧法第六十九條に規定する現金出納職員又は旧法第七十條に規定する總裁により物品の管理をする職員として任命された者の前條の規定の施行前の事実に基づき弁償責任については、な

お従前の例による。

6 旧法第七十三条に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

7 前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

8 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

日本電信電話株式会社法案（第百一回国会開法第七二号、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的及び事業

(一) 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(二) 会社は、国内電気通信事業を営むほか、これに附帯する業務及び郵政大臣の認可を受けて、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができるものとする。

2 責務

会社は、その事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように留意し、電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならないものとする。

3 株式

(一) 会社の株式は、記名式とし、外国人及び外国法人等は、株式を所有することができないものとする。

(二) 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上の株式を保有していなければならないものとする。

(三) 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内で行わなければならないものとする。

4 社債発行限度の特例等

社債の発行限度の特例を設けるとともに、会社の社債権者に会社の財産に対する先取特権を認め、会社の社債発行について便宜を図るものとする。

5 監督

新株等の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画、重要な設備の譲渡等については、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等会社の監督について所要の規定を設けるものとする。

6 大蔵大臣との協議

郵政大臣は、新株等の発行、定款の変更等の決議、事業計画、重要な設備の譲渡等について認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならないものとする。

7 その他

(一) 政府は、会社の成立の日から五年以内に、会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(二) 郵政大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせるものとする等会社の設立に關し所要の規定を設けるものとする。

(三) 日本電信電話公社（以下「公社」という。）は、会社の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、会社が承継するものとする等公社の解散に伴う所要の経過措置を設けるものとする。

(四) その他公社から会社への移行に伴う所要の規定を設けるとともに、日本電信電話公社法及び日本電信電話公社法施行法を廃止し、これに伴う経過措置を設けるものとする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、日本電信電話公社法等の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

電気通信分野における技術革新等に対処するため、公社を改組して会社を設立することは妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十九年十二月十九日

通信委員長 渡辺 紘三

衆議院議長 福永 健司殿

電気通信事業法案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三條の四により送付する。

昭和五十九年十二月十四日

参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 福永 健司殿

（小字及び一は参議院修正）
電気通信事業法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 電気通信事業

第一節 総則（第六條—第八條）

第一款 事業の許可等

第一款 第一種電気通信事業（第九條—第二十二條）

第二款 第二種電気通信事業（第二十一條—第三十條）

第三款 業務（第三十一條—第四十條）

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一條—第四十八條）

第二款 端末設備の接続等（第四十九條—第五十五條）

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関（第五十六條—第六十七條）

第二款 指定認定機関（第六十八條—第七十二條）

第三章 土地の使用（第七十三條—第八十八條）

第四章 雑則（第八十九條—第九十九條）

第五章 罰則（第一百條—第一百四條）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとする

ことにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、も

つて電気通信の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

（定款）

により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。

三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供すること業(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。)をいう。

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条第一項の許可を受けた者、第二十二條第一項の規定による届出をした者及び第二十四條第一項の登録を受けた者をいう。

六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

(検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(電気通信事業に関する条約)

第五条 電気通信事業に關し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 電気通信事業

第一節 総則

第六條 電気通信事業の種類は、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業とする。

2 第一種電気通信事業は、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)を設置して電気通信役務を提供する事業とする。

3 第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業以外の電気通信事業とする。

第七條 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(重要通信の確保)

第八條 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて郵政省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電気通信事業

(第一種電気通信事業の許可)

第九條 第一種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 業務区域

四 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十條 郵政大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 その事業の提供に係る電気通信役務がその業務区域における需要に照らし適切なものであること。

二 その事業の開始によつて、当該事業を行う区域又は区間の全部又は一部について電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 その事業の計画が確実かつ合理的であること。

五 その他その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。

(許可の欠格事由)

第十一條 郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第九條第一項の許可をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第百九十六号)若しくは電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九條第一項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

(氏名等の変更)

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 日本の国籍を有しない人

五 外国政府又はその代表者

六 外国の法人又は団体

七 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの、これらの者がその役員三分の一以上を占めるもの又はこれらの者により直接占められる議決権の割合とこれらの者により他の法人若しくは団体を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合が三分の一以上であるもの

(事業の開始の義務)

第十二條 第九條第一項の許可を受けた者(以下「第一種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。

3 郵政大臣は、第一種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期間を延長することができる。

4 第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第九條第一項の許可に係る電気通信設備(郵政省令で定めるものを除く。)が第四十一條第一項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の確認を受けなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、その事業(第二項の規定により電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

第十三条 第一種電気通信事業者は、第九条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

(電気通信役務の種類等の変更)

第十四条 第一種電気通信事業者は、第九条第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

3 第十条及び第十一条(第二号を除く。)の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十二条の規定は、第一項の場合(業務区域の減少の場合を除く。)に準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「第九条第一項」とあるのは、「第十四条第一項」と読み替へるものとする。

(業務の委託)

第十五条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その電気通信役務を効率的に提供するため当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)
第十六条 第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第一種電気通信事業者たる法人の合併は、郵

政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第一種電気通信事業者たる法人と第一種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第一種電気通信事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第十条及び第十一条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一種電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は第一種電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

(相続)

第十七条 第一種電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人たる第一種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業の許可は、その効力を失う。

3 第十条及び第十一条の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、一年を超える期間についてすることができない。

3 第一種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 郵政大臣は、第一種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

(事業の許可の取消し)

第十九条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第九条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。

二 前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

三 第十一条各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

2 郵政大臣は、前項の規定により第九条第一項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の許可の取消し)

第二十条 郵政大臣は、第十四条第一項の規定により第九条第二項第二号から第四号までの事項の変更の許可を受けた第一種電気通信事業者が、第十四条第四項において準用する第十二条第一項の規定により指定した期間(第十四条第四項において準用する第十二条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二款 第二種電気通信事業
(第二種電気通信事業の種類)
第二十一条 第二種電気通信事業の種類は、一般

第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業とする。

2 一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業とする。

3 特別第二種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

(一般第二種電気通信事業の届出)

第二十二条 一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

2 前項の届出をした者(以下「一般第二種電気通信事業者」という。)は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条 一般第二種電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は一般第二種電気通信事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第二種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により一般第二種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

電気通信事業法案及び同報告書

政大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4 一般第二種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(特別第二種電気通信事業の登録)

第二十四条 特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信業務の種類及びその態様

三 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五条 郵政大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第二種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十六条 郵政大臣は、第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当すると

き、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有しない者

2 郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条 第二十四条第一項の登録を受けた者(以下「特別第二種電気通信事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。

ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条第三項、第二十五条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十四条第二項の申請書を提出した者」が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書とあるのは「変更登録に係る申請書」と読み替へるものとする。

4 特別第二種電気通信事業者は、第二十四条第

二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第二十八条 郵政大臣は、特別第二種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第二十四条第一項の登録を取り消すことができる。

一 特別第二種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二十四条第一項の登録又は第二十七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十六条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十九条 郵政大臣は、次条において準用する第二十三条第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

(準用)

第三十条 第二十三条の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

第三節 業務

(契約約款の認可等)

第三十一条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者(電気通信事業者との間に電気通信業務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

六 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

電気通信業務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信業務の料金を減免する場合、この限りでない。

4 第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信業務の料金を減免することができる。

5 特別第二種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項に係るものを除く。)について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第三項及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信業務の提供に係る提

供条件について準用する。この場合において、第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは、「第五項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

(契約約款の揭示)

第三十二条 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、前条第一項の認可を受けた契約約款(第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第百十一条第二号において同じ。)又は前条第五項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項又は第五項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

(会計の整理)

第三十三条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(提供義務)

第三十四条 第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。

(業務の停止等の報告)

第三十五条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に關し通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。

(業務の改善命令)

第三十六条 郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者

に対し、相当の期限を定め、第三十一条第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第一種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第三十七条 郵政大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下この条において「第二種電気通信事業者」という。)の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業者の経営によりこれと電気通信業務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(電気通信設備の接続又は共用に関する協定)
第三十八条 第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に關する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(電気通信設備の接続又は共用に関する命令)
第三十九条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に關する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に關し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(電気通信設備の接続又は共用に関する命令)

第三十九条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に關する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に關し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

6 第二項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第二項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(外国政府等との協定の認可)

第四十条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に關する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、變更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

(電気通信設備の維持)

第四十一条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」という。)を郵政省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項(特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項)が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようすること。

二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号 電気通信事業法案及び同報告書

(技術基準適合命令)

第四十二条 郵政大臣は、事業用電気通信設備が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

(管理規程)

第四十三条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信設備の確実かつ安定的な提供を確保するため、郵政省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、郵政大臣に届け出なければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十四条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、郵政省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(電気通信主任技術者資格者証)

第四十五条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について郵政省令で定める。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の

工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、郵政省令で定める。

3 郵政大臣は、次の各号の一に該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一 電気通信主任技術者試験に合格した者

二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者

三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると郵政大臣が認定した者

4 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。

一 次条の規定により電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 電気通信主任技術者資格者証の交付に関する手続的事項は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者資格者証の返納)

第四十六条 郵政大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

(電気通信主任技術者試験)

第四十七条 電気通信主任技術者試験は、電気通信設備の工事、維持及び運用に関して必要な専門的知識及び能力について行う。

2 電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、郵政大臣が行う。

3 電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手

続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者の義務)

第四十八条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

第二款 端末設備の接続等

(端末設備の接続の技術基準)

第四十九条 第一種電気通信事業者は、利用者から端末設備(電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が郵政省令で定める技術基準(当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第五十一条において同じ)に適合しない場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができる。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

三 第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(端末機器技術基準適合認定)

第五十条 郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末設備の機器(以下「端末機器」という。)について、前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定(以下「技術基準適合認定」という。)を行う。

2 郵政大臣は、技術基準適合認定をしたとき

は、郵政省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付するものとする。

3 技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項(第七十二条において準用する場合を含む。)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(端末設備の接続の検査)

第五十一条 利用者は、技術基準適合認定を受けた端末機器を接続する場合その他郵政省令で定める場合を除き、端末設備を接続したときは、第一種電気通信事業者の検査を受け、その接続が第四十九条第一項の技術基準に適合していることと認められた後でなければならない。これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信設備の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

3 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(自営電気通信設備の接続)

第五十二条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備(端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

一 その自営電気通信設備の接続が、郵政省令で定める技術基準(当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないとき。

二 その自営電気通信設備を接続することにより当該第一種電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認定を受けたとき。

2 第四十九条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第四十九条第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二条第一項第一号の技術基準(同号の技術的条件を含む。）」と読み替へるものとする。

(工事担任者による工事の実施及び監督)

第五十三条 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。))に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実際に監督させなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を誠実に履行しなければならない。

(工事担任者資格者証)

第五十四条 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができ、端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、郵政省令で定める。

2 第四十五条第三項から第五項まで及び第四十六条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十五条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは「知識及び技能」と読み替へるものとする。

(工事担任者試験)

第五十五条 工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に必要の知識及び技能について行う。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替へるものとする。

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

第五十六条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。))に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。))を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

(指定試験機関の指定の基準)

第五十七条 郵政大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条四の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十九条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(試験員)

第五十八条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。))に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第五十九条 指定試験機関の役員及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第六十一条第一項の試験事務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その

役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第六十条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。))又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。))は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第六十一条 指定試験機関は、郵政省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第六十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十三条 指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備へ付け、これに試験事務に関する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第六十四条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(業務の休止)

第六十五条 指定試験機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第六十六条 郵政大臣は、指定試験機関が第五十七条第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第五十七条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十九条第三項、第六十一条第二項又は第六十四条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十一条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(郵政大臣による試験事務の実施)

第六十七条 郵政大臣は、指定試験機関が第六十五条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは

一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五十六条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第二款 指定認定機関

(指定認定機関の指定)

第六十八条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に技術基準適合認定を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、技術基準適合認定を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合認定を行わないものとする。

(指定認定機関の指定の基準)

第六十九条 郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合認定の業務の実施に関する計画が技術基準適合認定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基

礎及び技術的能力があること。

三 技術基準適合認定の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合認定の業務が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定することによつて当該申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

(指定の公示等)

第七十条 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合認定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合認定の義務等)

第七十一条 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、技術基準適合認定のための審査を行わなければならない。

2 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うときは、郵政省令で定める方法に従ひ、郵政省令で定める要件を備える者(以下「認定員」という。)にその審査を行わせなければならない。

(準用)

第七十二条 第五十条第二項及び第五十九条から第六十七条までの規定は、指定認定機関について準用する。この場合において、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条中「試験員」とあるのは「第七十一条第二項の認定員」と、第五十

九条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条、第六十一条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第三項並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六

条第二項第一号中「この款」とあるのは「第七十一条の規定又は第七十二条において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七條第一項各号」とあるのは「第六十九條第一項第一号から第三号まで」と読み替へるものとする。

第三章 土地の使用

(土地等の使用権)

第七十三条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下この章において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下単に「土地等」という。)を利用することが必要かつ適当であるときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者、以下同じ。)に対し、その土地等を使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることが出来る。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、第一種電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合にはすることが出来る。ただし、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することが出来る事業の用に供されてゐる土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。ただし、同項の協議又は第七十七條第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

5 第一項の協議が調つた場合には、第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、郵政省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を都道府県知事に届け出るものとする。

6 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、第一種電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

(裁定の申請)
第七十四條 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

(裁定)
第七十五條 都道府県知事は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

4 前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」と、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」とする。

第七十六條 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第七十七條 都道府県知事は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめ取用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場

合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5 都道府県知事は、第七十四條第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十九條第六項から第八項までの規定は、第七十四條第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十九條第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

(土地等の一時使用)
第七十八條 第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

三 測標の設置

2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、

都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号に規定する場合において仮線路又は測標を設置したときは、一年）を超えないことのできない。

6 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す証明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(土地の立入り)
第七十九條 第一種電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

(通行)
第八十條 第一種電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 第五十一條第三項並びに第七十八條第三項及び第四項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。

(植物の伐採)

第八十一条 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けずに、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

(損失補償)

第八十二条 第一種電気通信事業者は、第七十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第七十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第八十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことに伴つて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、第一種電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従ひ、都

道府県知事の裁定を申請することができる。

3 第三十九条第三項から第八項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「答弁書」とあるのは「答弁書(損失を受けた者に通知する場合にあつては、意見書)」と、同条第四項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「補償金の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

(線路の移転等)

第八十三条 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、第一種電気通信事業者、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 第一種電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従ひ、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第七十五条、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期(前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法)を定めなければならない。

7 第四項において準用する第七十七条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従ひ、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「費用の負担の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

(原状回復の義務)

第八十四条 第一種電気通信事業者は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を第一種電気通信事業の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(公用水面の使用)

第八十五条 第一種電気通信事業者は、公共の用に供する水面(以下「水面」という。)に電気通信事業の用に供する水底線(以下「水底線」という。)を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を郵政大臣及び関係都道府県知事(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。)に届け出なければならない。

一 水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二 工事の開始及び完了の時期

三 工事の概要

2 関係都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、漁業権(漁業法による漁業権をいう。以下同じ。)に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に漁法に行つてゐる者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあつては必要な協議を行つた上、届出があつた日から三十日以内に、その旨を郵政大臣及び当該第一種電気通信事業者に通知することができる。

3 第一種電気通信事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、当該事項を変更しなければならない。ただし、当該事項の変更がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の郵政大臣の認可を受けたときは、その事項については、この限りでない。

(水底線路の保護)

第八十六条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手続を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル(河川法(昭和三十一年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川(以下「河川」という。))については、五十メートル)以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを告示し陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつ

ないではない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第二条第二項に規定する海岸管理者以下この条において「海岸管理者」という。)が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設(以下この項において「海岸保全施設」という。)に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事(漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。次項において同じ。)は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第八十七条 第一種電気通信事業者は、前条第五項の規定による漁業権の取消し、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2 漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、及び同条第十項中「政府」とあるのは、「第一種電気通信事業者」と読み替へるものとする。

第八十八条 船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す

標識を掲げているものから千メートル以内で郵政省令で定める範囲内(河川については、五十メートル以内)又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げてあるものから四百メートル以内で郵政省令で定める範囲内(河川については、三十メートル以内)の水面を航行してはならない。

第四章 雑則

(許可等の条件)

第八十九条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可若しくは認可の趣旨に照らして、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(適用除外等)

第九十条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者(電気通信事業者たる一の者を除く。)に電気通信役務を提供する電気通信事業

二 その一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

(外国人等の取得した株式の取扱)

第九十一条 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である第一種電気通信事業者は、その株式を取得した第十一号第四号か

ら第六号までに掲げる者又はこれらの者の占める議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人若しくは団体(次項において「外国人等」という。)から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第七号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(報告及び検査)

第九十二条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定認定機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議等)

第九十三条 この法律の規定により、第二種電気通信事業に関し、郵政大臣が郵政省令(政令で定めるものに限る。)を定め、若しくは命令その

他の処分(政令で定めるものに限る。)を行う場合又は郵政大臣に対し第二種電気通信事業に関する届出(政令で定めるものに限る。)若しくは登録の申請があつた場合における必要関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(審議会への諮問)

第九十四条 郵政大臣は、次に掲げる処分等を行うとするとときは、政令で定める審議会(以下この条において「審議会」という。)に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可

二 第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可

三 第二十一条第三項の規定による政令の制定、変更又は廃止の立案

四 第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

五 第四十一条第一項、第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

(聴聞)

第九十五条 郵政大臣は、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条、第三十九条第一項、第四十六条(第五十四条第二項において準用する場合を含む。)、第五十九条第三項(第七十二条において準用する場合を含む。)(又は第六十六条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。))の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業

の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べざる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第九十六条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の規定の例により聴聞をした後に行なわれなければならない。

(指定試験機関等の処分についての審査請求)

第九十七条 この法律の規定による指定試験機関又は指定認定機関の処分による不服がある者は、郵政大臣に対し、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第九十八条 第十二条第四項の規定による確認を受ける者、電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、技術基準適合認定を受けようとする者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 前項の手料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するとき、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第一百条 第九条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第三十四条の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者

第二百二条 みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第一種電気通信事業又は特別第二種電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

第二百三条 第二十四条第一項の規定に違反して特別第二種電気通信事業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第九十条第二項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二百五条 第六十条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に關し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第六十六条第二項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第九条第一項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して電気通信業務の一部を委託した者

三 第三十一条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七條、第三十九條第一項又は第四十二條の規定による命令又は処分違反した者

五 第三十八條第一項又は第四十條の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

六 第四十四條第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第八八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者

二 第二十七條第一項の規定に違反して第二十四條第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

三 第三十一條第六項において準用する同条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四 第五十條第三項の規定に違反して技術基準適合認定をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付した者

第九九条 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 第六十五條第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して試験事務又は技術基準適合認定の業務の全部を廃止したとき

三 第九十二條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第一百十一條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第五項(第十四條第四項において準用する場合を含む。)、第二十二條第三項、第二十三條第二項若しくは第三項(第三十條において準用する場合を含む。)、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十二條第一項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者

三 第三十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第八十六條第四項又は第八十八條の規定に違反した者

第百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条までの違反行為(第百二条、第百五条、第百六条及び第百十條の違反行為を除く)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百十三條 第三十三條の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第百十四條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三條、第十四條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第四項(第三十條において準用する場合を含む)又は第二十七條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第四十六條(第五十條第二項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者

三 第八十六條第三項の規定に違反した者

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から三年以内、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公衆電気通信法の廃止)

第三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に解散前の日本電信電話公社(以下「旧公社」という)が行つてゐる公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種

電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という)に日本電信電話株式会社(以下「日本電信」という)が第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に国際電信電話株式会社(以下「国際電信」という)が行つてゐる公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、施行日に第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 日本電信及び国際電信は、前二項に規定する事業に関し、郵政省令で定める事項を施行日から一月以内に、郵政大臣に届け出なければならぬ。

第五条 電報の事業(配達業務を含む。次項において同じ)は、当分の間、第一種電気通信事業とみなし、日本電信及び国際電信のみがこれを行うことができる。この場合において、日本電信及び国際電信が行う電報の取扱いの役務は、電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は、電気通信業務とみなして、この法律の規定(罰則を含む)を適用する。

2 日本電信及び国際電信は、第十五條第一項の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することが出来る。

3 前二項に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六条 この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法(以下「旧公衆法」という)第五十五條の十三第二項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでゐる者は、施行日に第二十二條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧公衆法第七條から第十條までの規定に基づき旧公社又は国際電信が行つてゐる公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められてゐるその期限までの間は、日本電信又は国際電信が第十五條第一項の認可を受け、又は附則第五條第二項の規定に基づいて行つてゐる委託とみなす。

第八條 附則第四條第一項又は第二項の規定により第九條第一項の許可を受けたものとみなされた第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に関しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電信及び国際電信は、施行日から二月以内に、その認可の申請をしなければならぬ。

2 日本電信及び国際電信は、施行日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件でその電気通信役務を提供することが出来る。

第九條 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八條第一項及び第二項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的」とあるのは「電話加入権」とする。この場合において、旧公衆法第三十八條の三(第三十八號)に定める場合を除き、質権の目的とする事ができない」と、旧公衆法第三十八條の二及び第三十八條の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「日本電信電話株式会社において電話に関する現業務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に、日本電信と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に関

して適用されるこれらの規定の例による。

第十條 この法律の施行の際現に国際電信が旧公衆法第八條の認可を受けて締結してゐる協定又は契約については、当該協定又は契約に定められてゐる期限までの間は、第四十條の認可を受けて締結してゐるものとみなす。

第十一條 日本電信又は国際電信についての第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前」とあるのは、「この法律の施行後、遅滞なく」とする。

第十二條 第四十四條第一項の規定は、日本電信又は国際電信については、施行日から六月間は、適用しない。

第十三條 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五條の八、第五十五條の十一第三項(旧公衆法第五十五條の十八において準用する場合を含む)、第五十五條の十三の二第一項、第五十五條の二十一、第五十五條第一項若しくは第八十八條の二又は第五十五條の十六若しくは第八十六條の規定に基づき、公衆電気通信役務の利用者等が設置し、電気通信回線設備に接続してゐる端末設備又は私設有線設備については、第五十一條第一項前段(第五十二條第二項において準用する場合を含む)の検査を受け技術基準に適合していると認められた端末設備又は自営電気通信設備とみなす。

第十四條 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五條の十七若しくは第五十五條第七項の規定又は第八十八條の二に規定する契約約款の条項に基づき工事担任者である者は、施行日から六月間限り、従前の資格の範囲内において第五十三條第一項に規定する工事担任者とみなす。次項の規定による届出をした場合において、工事担任者資格者証の交付があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、郵政省令で定めるところにより、同項に規定する期間に郵政大臣に届出をしたときは、第五十四條第二項において準

昭和五十九年十二月二十日 衆議院会議録第四号

電気通信事業法案及び同報告書

一九九

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

電気通信事業法案及び同報告書

用する第四十五条第三項第三号の認定を受けたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前に旧公社又は国際電

電が旧公衆法第百条第一項の規定により行つた

届出は、日本電報又は国際電報が第八十五条第

一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧公衆法第百

一条第一項の規定により指定されている区域に

ついては、第八十六條第一項の規定による保護

区域の指定があつたものとみなす。

第十七条 この法律の施行前に、旧公衆法又はこ

れに基づく命令により旧公社若しくは国際電電

に對して行い、又はこれらの者が行つた処分、

手続その他の行為は、この法律の相当する規定

により、日本電報若しくは国際電報に對して行

い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他

の行為とみなす。

第十八条 この法律の施行前にした行為に對する

罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の旧公社又は国際電電の取

扱中に係る通信の秘密に關しては、旧公衆法第

百二十二條の規定は、施行日以後も、なおその効

力を有する。この場合において、同条第二項中

「公衆電氣通信業務に従事する者」とあるのは、

「電氣通信事業法の施行の際公衆電氣通信業務

に従事していた者で同法の施行後引き続き電氣

通信事業に従事するもの」とする。

第十九条 第十一条第一号及び第三号、第二十六

条第一項第一号及び第三号並びに第五十七條第

二項第二号及び第四号イ(第六十九條第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定の適用につ

いては、この法律の施行前に旧公衆法の規定に

より罰金以上の刑に處せられ、若しくはこの法

律の施行後に前条の規定によりなおその例によ

ることとされ、若しくはなおその効力を有する

こととされる旧公衆法の規定により罰金以上の

刑に處せられた者(その執行を終わり、又はそ

の執行を受けることがなくなつた日から二年を

経過しない者に限る。)又はこれらの者をその役

員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に

該当する者とみなす。

(政令への委任)

第二十条 附則第四条から前条までに規定するも

ののほか、この法律の施行に關して必要な経過

措置は、政令で定める。

電気通信事業法案(第百一回国会開法第七

三号、參議院送付)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今後における社会経済の進展及び電

氣通信分野における技術革新等に対処するた

め、電氣通信事業に競争原理を導入することに

よりその効率化、活性化を推進するとともに、

電氣通信事業の公共性にかんがみ、その運営を

適正かつ合理的なものとするにより、電氣

通信業務の円滑な提供を確保し、及び利用者の

利益を保護し、もつて電氣通信の健全な発達及

び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進

することを目的とするもので、その主な内容は

次のとおりである。

1 総則的事項

電氣通信に關する用語の定義、電氣通信事

業者が取り扱う通信の秘密の保護、檢閲の禁

止を規定するとともに、利用の公平及び重要

通信の確保について規定する。

2 事業の種類

電氣通信事業の種類は、第一種電氣通信事

業(自ら電氣通信回線設備を設置して電氣通

信業務を提供する事業)及び第二種電氣通信

事業(第一種電氣通信事業者から電氣通信回

線設備の提供を受けて電氣通信業務を提供す

る事業)とに区分する。

3 第一種電氣通信事業

(一) 第一種電氣通信事業を営もうとする者

は、郵政大臣の許可を受けなければならな

いものとする。

(二) 許可の基準は、その事業の開始によつ

て、電氣通信事業の用に供する電氣通信回

線設備が著しく過剰とならないこと、その

事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎

及び技術的能力があること等とする。

(三) 郵政大臣は、一定の欠格事由に該当する

者(外資比率が三分の一以上の法人を含ま

む。)には、許可をしてはならないものとし

る。

(四) 第一種電氣通信事業者は、電氣通信業務

に關する料金その他の提供条件について契

約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなけ

ればならないものとする。

(五) 第一種電氣通信事業者は、正当な理由が

なければ、その業務区域における電氣通信

業務の提供を拒んではならないものとし

る。

(六) 第一種電氣通信事業者は、他の第一種電

氣通信事業者と電氣通信回線設備の接続等

について協定を締結しようとするときは、

郵政大臣の認可を受けなければならないも

のとし、また、郵政大臣は電氣通信設備の

接続等が公共の利益を増進するため特に必

要かつ適切であると認めるときは、当事者

からの申立てに基づき当該協定の締結を命

ずることができるものとする。

4 第二種電氣通信事業

(一) 第二種電氣通信事業の種類は、一般第二

種電氣通信事業(特別第二種電氣通信事業

以外の第二種電氣通信事業)及び特別第二

種電氣通信事業(電氣通信設備を不特定か

つ多数の者の通信の用に供するものであつ

て当該設備の規模が政令で定める基準を超

える規模であるもの及び本邦外の場所との

間の通信を行うための電氣通信設備を他人

の通信の用に供するもの)とする。

(二) 一般第二種電氣通信事業を営もうとする

者は、その旨を郵政大臣に届け出なければ

ならないものとする。

(三) 特別第二種電氣通信事業を営もうとする

者は、郵政大臣の登録を受けなければなら

ないものとする。

(四) 郵政大臣は、登録の申請者が一定の欠格

事由に該当する場合等においては、その登

録を拒否しなければならないものとする。

5 業務の改善命令

(一) 郵政大臣は、第一種電氣通信事業者に對

し、契約約款の変更の申請を求めることが

できるものとする。

(二) 郵政大臣は、電氣通信事業者の業務の方

法が適切でないため、通信の秘密の確保に

支障が生じる等利用者の利益等が阻害され

ていると認めるときは、業務の方法の改善

等の措置をとることを命ずることができる

9 その他

(一) この法律の規定は、一定の電気通信事業(他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業を含む。)については適用しないものとする。

(二) 郵政大臣は、事業の許可、料金の認可等重要な処分をしようとするときは、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重しなければならぬものとする。

(三) 政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況についての検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(四) 公衆電気通信法を廃止するとともに、その他所要の措置を講ずるものとする。

10

施行期日
この法律は、昭和六十年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入することにより、電気通信の健全な発達を図ることは妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十九年十二月十九日

通信委員長 渡辺 紘三
衆議院議長 福永 健司殿

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第一回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十九年十二月十四日

昭和五十九年十二月二十日 衆議院会議録第四号

参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 福永 健司殿

(小字及び一は参議院修正)
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(電話設備費負担臨時措置法及び電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法の廃止)
第一条 次の法律は、廃止する。
一 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)

二 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十七号)

(会計検査院法の一部改正)

第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十三条第六号中、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八条の二第二項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第七十條第二項」を「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八条の二第二項に改める。」

第二十三條第一項第二号中、「日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「及び日本国有鉄道以外のものが国又は日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十九條第六号中、「日本国有鉄道法第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」を「及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項」に改める。
第三十一條、第三十三條、第三十五條第一項及び第三十七條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三條中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第七十号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)
第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体又は」を「公共企業体、日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第七十号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社又は」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は日本電信電話公社及びこれらの法人の」を削る。
(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第七十号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条第七号を次のように改める。

七 削除

(北海道開発法の一部改正)
第八条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。
第一百四條の見出し中「公衆電気通信設備」を「電気通信設備」に改め、同条第一項中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第七十号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)
第十条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「日本国有鉄道等」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項を削る。
(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「日本電信電話公社その他」を削る。
(災害対策基本法の一部改正)
第十二條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。
第五十七條中「公衆電気通信設備」を「電気通信設備」に改める。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

二〇二

信事業法(昭和五十九年法律第

号)第二条

第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九条中、「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(工場抵当法の一部改正)

第十三条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「供給」の下に「又ハ電気通信設備ノ提供を加える。」(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第十四条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中、「日本電信電話公社法施行法昭和二十七年法律第二百五十一号」第八條第二項及び、「日本電信電話公社」を削る。

(会計法の一部改正)

第十五条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の十二中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

(財政法第三条の特例に関する法律の一部改正) 第十六條 財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号中、「電信、電話」を削る。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十七條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部改正)

第十八條 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中、「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」及び「日本国有鉄道」に改める。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正) 第十九條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中、「日本電信電話公社」を削る。(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第二十條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「日本電信電話公社」を削る。(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二十一條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公社等」を「日本国有鉄道」に改め、同条中「及び日本電信電話公社(以下「公社等」という。)」を削り、「当該公社等の負担」を「その負担」に、「当該公社等の予算」を「日本国有鉄道の予算」に改める。

第三条中「公社等」を「日本国有鉄道」に、「補てん」を「補てん」に改める。

(資産再評価法の一部改正) 第二十二條 資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第二十三條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「日本電信電話公社」を削る。

第十条第一項中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改め、「及び日本電信電話公社」を削る。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第二十四條 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 削除 第二条第二項第四号を次のように改める。

四 削除 (鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の一部改正)

第二十五條 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び電信電話債券」を削る。

本則中「及び日本電信電話公社」及び「及び電信電話債券」を削り、「並びにこれらの者が」を「及びその」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正) 第二十六條 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例(第百十一條の二)第百十一條の十」を「第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例(第百十一條の二)第百十一條の十」に改める。

第二十一條の十に改める。

第二条第一項第一号ロ中「若しくは第三十一条第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項を又は第三十一条第一項」に改め、同項第七号ロ中を削り、ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ 日本電信電話株式会社 第八条第一項中「及び日本電信電話公社の總裁」を削り、「日本たばこ産業株式会社」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社」に改める。

第十二條の見出し中「若しくは日本電信電話公社」を削り、同条第三項中「又は日本電信電話公社の總裁」及び「又は郵政大臣」を削り、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第九十九條第一項第二号及び同条第二項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道に改め、同条第三項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道に改め、(以下「日本たばこ産業共済組合」という。)」の下に「及び日本電信電話株式会社」に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話共済組合」という。)」を加え、同条第四項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道に改める。

第百二條第三項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道に改める。

第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例 第百十一條の二の見出し及び同条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の三第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「定款をそれぞれ定款」に改め、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び

日本電信電話共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の四中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の五第一項中「日本たばこ産業株式會社(以下「會社」という。))」を「日本たばこ産業株式會社又は日本電信電話株式會社(以下「會社」と総稱する。))とそれぞれに、日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合」を「日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれの組合」に改める。

第百十一條の六中「會社」を「指定に係るそれぞれの會社」に改める。

第百十一條の七第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「当該組合」を「それぞれの組合」に改め、同条第四項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の八から第百十一條の十までの規定中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十二條第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十六條第五項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本電信電話株式會社 郵政大臣

第百十六條第六項中「厚生大臣」の下に「日本電信電話株式會社に係る指定にあつては、厚生大臣及び郵政大臣」を加える。

第百二十三條ただし書中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

附則第十三條の十一の見出し中「国鉄共済組合等」を「国鉄共済組合」に改め、同条第一項中「又は日本電信電話公社」に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))を削り、同条第二項中「又は日本電信電話公社共済組合」を削り、同条第三項中「日本電信電話公社並びに」及び「及び日本電信電話公社共済組合」を削る。

附則第十四條の十第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

附則第二十條の二第一項及び第二項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

附則第二十條の三中「当該組合」を「日本電信電話共済組合並びにこれらの組合」に改める。

第二十七條 接収貴金屬等の處理に關する法律(昭和三十三年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「日本電信電話公社」を削る。

(所得税法の一部改正)
第二十八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

別表第一第一號の表日本電信電話公社の項を削る。
(法人税法の一部改正)
第二十九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

別表第一第一號の表日本電信電話公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)
第三十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十七號の次に次のように加える。

四十七の二 電気通信事業の許可又は登録

(一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第三十號)第一條第一項(第一種電気通信事業の許可)の第一種電気通信事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
(二) 電気通信事業法第二十四條第一項(特別第二種電気通信事業の登録)	登録件数	一件につき十五万円

別表第一第四十八號中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。
(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)
第三十二條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第二條第一號中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七號)の規定に基づき、」を削る。
(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十三條 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二號)の一部を次のように改正する。

附則第八十六條、第八十八條及び第九十條中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式會社」に改める。
(災害救助法の一部改正)
第三十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第十八號)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第三十號)第二條第五號に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三條第三項第三號」を「第三條第四項第三號」に改める。
(医療法の一部改正)
第三十五條 医療法(昭和二十三年法律第二百五

号)の一部を次のように改正する。
第七條の二第五項中「日本電信電話公社」を削る。

(日本赤十字社法の一部改正)
第三十六條 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。
第三十四條第二項中「日本電信電話公社、国際電信電話株式會社」を「電気通信事業者」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(児童手当法の一部改正)
第三十七條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三號)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項の表第三号上欄中「又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二十五號)第二十八條第一項」を削り、同号下欄中「当該職員に所屬する公共企業体(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。))」を「日本国有鉄道」に改める。

第十八條第三項第四号中「公共企業体の總裁」を「日本国有鉄道の總裁に、」当該公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。
第二十條第一項第六号中「第二條第一項第七号ハ」を「第二條第一項第七号ロ及びハ」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)
第三十八條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。
第四十條の次に次の一條を加える。

第四十一條 農林中央金庫ハ当分ノ間第十六條ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式會社ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為シ又ハ主務大

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

二〇四

臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(漁港法の一部改正)

第三十九条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項中「日本電信電話公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十条 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「日本電信電話公社」を削る。

第四十一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十二条 商工組合中央金庫ハ当分ノ間第三十條ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ預金ノ受入ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「日本国有鉄道」に改める。

第四条第二項中「公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

(港灣法の一部改正)

第四十三条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「日本電信電話公社」を削る。

(気象業務法の一部改正)

第四十四条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十五条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便為替法の一部改正)

第四十六条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條 第十八條第一項及び第三十七條の三中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(電波法の一部改正)

第四十七条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第五條第二項第六号中「の開設するもの」の下に「(電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。))を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。))」を加える。

第十六條の二を次のように改める。

第二条第一項に規定する第一種電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、郵政大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができ。

第五十條第一項の表中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第五十九條中「定が」を「定めが」に、「除外」を「除外が」に、「公共電気通信法第五條第一項」を「電気通信事業法第四條第一項又は第九十條第二項」に改め、「以下」を削る。

第六十三條第一項中「公共通信業務」を「電気通信業務」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十二條第一項中「第四條第一項但書」を「第四條ただし書」に、「且つ」を「かつ」に改め

る。

第九十九條の二中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第九十九條の三第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「その他の電気通信事業者」を「その他電気通信の事業を営む者」に、「職権若しくは」を「職権又は」に、「この条中」を「この条において」に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「第四條第一項第一号及び第二号」を「第四條第一号及び第二号」に改める。

第二百二條の二第一項第一号中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「公共通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改め、同条第三項中「備えつけ」を「備え付け」に、「公共通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第二百二條の六中「公共通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に、「行ない」を「行い」に、「行なわては」を「行わては」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「ととのつた」を「調つた」に改める。

第二百三條の二第二項第二号中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改め、同項第三号中「公共通信」を「前号に掲げるもの」に改める。

第二百四條の四中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第二百八條の二第一項中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第二百十條第一号中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

附則第十三項の前の見出しを削り、同項を次のように改め、附則第十四項を削る。

(電報の事業に関する経過措置)

13 電気通信事業法附則第五條第一項の規定により電報の事業が第一種電気通信事業とみなされる間は、第五條第二項第六号、第十六條

の二、第五十條第一項、第六十三條第一項、第二百二條の二第一項第一号、第二百三條の二第二項第二号及び第二百八條の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法の特例に関する法律の一部改正)

第四十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

題名中「公衆電気通信法」を「電気通信事業法」に改める。

第一条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に、「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)」に改める。

第三条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に改める。

(国際電信電話株式会社法の一部改正)

第四十九條 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際公衆電気通信事業」を「国際電気通信事業」に改める。

第二条中「国際公衆電気通信事業を営む外」を「前条の事業を営むほか、これに附帯する業務及び」を「国際電気通信事業を営むほか」に改める。

この場合において、同条の事業に附帯する業務に必要なる事項は、郵政省令で定める。

第四條第二項に後段として次のように加える。

二〇五

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

二〇六

に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第十八条とする。

一 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条の前の見出し及び同条を削り、第十三条を第十五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第十六条 第三条の規定に違反して有線放送電話業務を行つた者及び第十条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「第十条第一項から第三項まで」を「第九条及び第十二条第一項から第四項まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とする。

第十条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

3 郵政大臣は、第六条第一項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその接続により行ふべき業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

第九条を第十一条とし、第八条中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「有線放送電話業務」の下に「(前条の接続をする場合にあつては、当該接続に係る業務を含む。次条において同じ。)」を加え、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第九条 郵政大臣は、前条の規定により届け出た契約約款に定める有線放送電話業務の提供

条件が利用者の利益を阻害していると認めるときは、有線放送電話業者に対し、当該契約約款の変更を命ずることができる。

第五条を削り、第六条第一項中「有線放送電話業者」を「第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。))」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(他の有線放送電話業者等との接続)

第六条 有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、当該接続に係る有線放送電話業者の業務区域のすべてが第四条第一号に規定する地域に含まれる場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

第七条 有線放送電話業者は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第五十二条第

一項の規定により、その業務の用に供する有線電気通信設備を同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第五十二条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(質権の設定)

第一条 電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)以下「事業法」という。))附則第九条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有

する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

第五条第一項中「電話取扱局」の下に「(日本電信電話株式会社(以下「会社」という。))において電話に関する現業業務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。))」を加え、「日本電信電話公社(以下「公社」という。))」を「会社」に改める。

第六条第一項中「加入電話の加入」を「電話加入権に係る契約」に改め、同条第二項中「公衆電気通信法」を「事業法附則第九条の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)次項において「旧公衆法」という。))」に改め、同条第三項中「公衆電気通信法」を「旧公衆法」に改め、同項第一号中「差押」を「差押え」に改める。

第七条第一項中「公社」を「会社」に改める。

第八条の見出し中「公社」を「会社」に改め、同条中「加入電話の加入者」を「電話加入権を有する者」に、「公社」を「会社」に、「加入電話加入契約の解除又は」を「電話加入権に係る契約の解除」に、「加入電話の種類の変更の請求若しくは郵政省令で定めるその他の請求」を「又は郵政省令で定める契約の内容の変更の請求」に改める。

第九条の見出し中「公社の行う処分」を「会社」に改め、同条中「公社」を「会社」に、「加入電話」について、公衆電気通信法第四十二条の規定により加入電話加入契約を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話の種類の変更又は郵政省令で定めるその他の処分をしたときは」を「当該契約の内容で郵政省令で定めるものを変更したとき」に改める。

入権に係る契約による電気通信業務の提供」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「公社」を「会社」に、「加入電話」について、公衆電気通信法第四十二条の規定による加入電話加入契約を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話加入者」を「電話加入権を有していた者」に改める。

第十三条中「公社」を「会社」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第五十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第四条第四十二号及び第四十三号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改め、同条第四十七号の次に次の三号を加える。

四十七の二 電気通信事業に関する許可、認可及び登録に関すること。

四十七の三 電気通信事業に関する料金その他の提供条件に関すること。

四十七の四 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること。

第五条中第二十二号の二を削り、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四を第二十二号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の四 法令の定めるところに従い、電気通信事業に関し、許可し、認可し、登録し、又は必要な処分をすること。

第六条第一項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改め、同条第五項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に、「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改め、同条第六項中「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改める。

第七条中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

(労働関係調整法の一部改正)

第五十四条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第三項を削り、附則に次の二条を加える。

第三条 日本電信電話株式会社に関する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについて、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして第十八条第五号の規定により中央労働委員会に対して調停の請求をしたときは、当該調停に關しては、当分の間、第三章に定めるもののほか、次項から第四項までに定めるところによる。

2 中央労働委員会は、前項の調停に關し、適当と認めるときは、随時、当該事件の実情及び調停の経過を公表することができる。

3 中央労働委員会は、第一項の調停に關しては、第三十五条の四に定める場合を除き、他の公益事業に關する事件に優先してこれを処理しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の請求をしたときは、その旨公表するものとし、その公表があつたときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停を終了した旨を公表する日までの間(その期間が十五日間を超えるときは、十五日間)は、争議行為をしてはならない。

5 第一項の調停以外の調停で同項に規定する事件に係るものうち中央労働委員会に係属している調停について、労働大臣が、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴いた上、当該

事件が同項に規定する事件に該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして中央労働委員会に通知したときは、当該調停については、当該通知があつた日に同項の調停の請求があつたものとみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」とする。

第四条 政府は、前条の規定の施行の日から三年後に、その施行後の諸事情の変化を勘案して、同条の規定について見直しを行うものとする。

(労働基準法の一部改正)
第五十五条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第八条第十一号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第五十五条の次に次の一条を加える。
(船員組合員に係る特例)
第五十五条の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)
第五十七条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「左に掲げるもの」を「次に掲げる公共企業体及び国の経営する企業」に改め、同項第一号を次のように改める。
一 日本国有鉄道
第二条第二項第二号中「左に」を「次に」に改

め、同号イ中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に、「買上」を「買上げ」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同号ニ中「章はい」を「章はい」に改める。
第三十九条中「日本電信電話公社及び」を削る。
(身体障害者雇用促進法の一部改正)
第五十八条 身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「及び日本電信電話公社」を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)
第五十九条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
附則第七条の次に次の一条を加える。
(船員組合員に係る特例)
第七条の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正)
第六十条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正
第六十条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(中・高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)
第六十一条 中・高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項及び附則第三條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。
(雇用保険法の一部改正)
第六十二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
附則第三條の次に次の一条を加える。
第三條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第百十九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、當分の間、船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同條の規定による船員保險の被保險者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)
第六十三條 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第十條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。
(特定不況業種・特定不況地域關係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)
第六十四條 特定不況業種・特定不況地域關係労働

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書
二〇七

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

二〇八

働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(水防法の一部改正)

第六十五条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「公衆通信施設」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号の二を次のように改める。

十五の二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第十二条第一項に規定する

第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができものを除く)。

第十七条第一項第三号ハを次のように改める。

ハ 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者(その業務区域が一都府県の区域内にとどまるものを除く)がその事業の用に供する施設に關する事業

(道路法の一部改正)

第六十七条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

第三十六条第一項中「又は電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)」に、「基き」を「基つき」に、「電柱又は電線」を「又は電柱、電

線若しくは公衆電話所(これらのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。に、「但し」を「ただし」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第六十八条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

(都市公團法の一部改正)

第六十九条 都市公團法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第七十条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「公衆電気通信役務」を「電気通信役務」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十一条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)による第一種電気通信事業者

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(地方自治法の一部改正)

第七十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第七項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

第二百三十四条の三中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第七十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二項第二号中「日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

第四百五十五条第一項中「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」を「若しくは日本国有鉄道」に改める。

第四百六十六条第一号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第四百九十九条第一項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。を「日本国有鉄道」に改める。

第二百一十一条の十三第一項第三号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に、「もつぱら」を「専ら」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第七十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本電信電話公社」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(旧電話設備費負担臨時措置法における戦災電話に係る支払)

第二条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。は、第一条の規定による廃止前の電話設備費負担臨時措置法(以下この項において「旧負担法」という。第三条第一項の規定により、日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧公社」という。が復旧工事を行った加入電話につきその加入者が旧負担法第三条第一項又は旧負担法第四条の五第一項において準用する旧負担法第四条の三第一項の規定による支払をした額の合計額(旧公社が旧負担法第四条の五第一項において準用する旧負担法第四条の四の規定による支払をしていないときは、その加入者の支払の合計額から旧公社の支払の額の合計額を控除した額)を、この法律の施行の際現にその加入電話に係る権利を有する者(この法律の施行後にその権利の移転があつたときは、その者とす。以下この条において「権利者」という。の請求により支払うものとする。

2 会社は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。から六月以内に少なくとも三回の公告をもつて、権利者に對し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しななければならない。

3 会社は、知れていない権利者には、各別にその請求を催告しなければならない。

4 第一項に規定する請求は、第二項の申出をすべき期間を経過したときは、することができない。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院法第二十三条第一項各号の会計経理で旧公社に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る第二条の規定による改正前の会計検査院法第三十一条の規定による懲戒処分等の要求、同法第三十三条の規定による犯罪の通告、同法

第三十五条の規定による会計経理の取扱に關する審査及び判定並びに同法第三十七条第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 旧公社の職員が日本電信電話株式会社法附則第十二条第五項に規定する弁償責任の検定に關する検査官會議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という。)第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員として在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員として在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 施行日の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続き会社社の職員となり、かつ、引き続き会社社の職員として在職した後引き続き新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員として在職期間及び施行日以後の会社社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社社を退職したことに伴う退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き会社社の職員となつた者であつて施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社社を退職したものに対する国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十九条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧公社が有していた第二十條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社社がなお従前の例により行うものとし、この場合における一般会計の受入金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十三条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「改正前の予算執行責任法」という。)第九条第一項に規定する旧公社の予算執行職員のもの

法律の施行前にした行為については、改正前の予算執行責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前の共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合(以下「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九条に規定する運営審議會の議を経て、改正前の共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、改正後の共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。

第十条 改正後の共済法第九十九條、第二百二十三条、第二百五條及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。)附則第三条第一項に規定する旧組

合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九條第三項及び附則第二十条の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国が負担すべき額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、「第二条」とあるのは「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第二十号。以下「第二十号」という。)

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十一条 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員となつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第二項の規定により年金である給付が支給されてない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社社の取締役又は監査役

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書 二〇九

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

二一〇

として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十二条 改正後の共済法附則第十三条の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう。)により病状にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

第十三条 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後も、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項第三号に掲げる債券とみなす。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日の前日において、旧公社の総裁又はその委任を受けた者がした第三十七条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号。以下この条において「行革関連特例法」という。))第十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一條第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第三十七条の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)

の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項(行革関連特例法第十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、昭和六十年四月から始める。

(漁港法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に第三十九条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づき行はるは、第三十九条の規定による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に第四十条の規定による改正前の海岸法第十條第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十条の規定による改正後の海岸法第七條第一項又は第八條第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占有又は行為とみなす。

(港灣法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に第四十三條の規定による改正前の港灣法第三十七條第三項において読み替えられた同條第一項の規定により旧公社が港灣管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三條の規定による改正後の港灣法第三十七條第一項の規定により会社に対して港灣管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした第四十七條の規定による改正前の電波法第二百二條の二第一項の規定による公衆通信障害防止区域に係る指定又は同法第二百二條の五第一項の規定による当該

区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四十七條の規定による改正後の電波法第二百二條の二第一項又は第二百二條の五第一項の規定により電気通信業務障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

2 この法律の施行前にした第四十七條の規定による改正前の電波法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国際電信電話株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした第四十九條の規定による改正前の国際電信電話株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行に伴い、第五十条の規定による改正後の有線電気通信法第三條第二項の届出をすべきこととなる者のうち、この法律の施行の際現に適法に有線電気通信設備を設置している者は、同項の届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行前にした第五十条の規定による改正前の有線電気通信法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有線放送電話に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧公社から電気通信事業法昭和五十九年法律第(号)附則第三條の規定による廃止前の公衆電気通信法昭和二十八年法律第九十七號)第五十四條の三に規定する接続通話契約に係る役務の提供を受けている有線放送電話業者であつて引き続き

会社から電気通信事業法第五十二條第一項の接続によりその役務の提供を受けるものについての第五十一條の規定による改正後の有線放送電話に関する法律第七條及び第八條の規定の適用については、その者は、会社が電気通信事業法第三十一條第一項の認可を受けた契約約款に基づき当該接続に係る役務の提供を受けることとなつた後一月以内にこれらの規定により必要とされる届出を行うことをもつて足りるものとする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行前に第五十二條の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により、旧公社がした質権の設定等の登録その他の行為又は旧公社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同條の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社がに対してされた行為とみなす。

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法(以下この条において「公労法」という。))第二十五條の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。))とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六條第一項に該当するもの及びこの法

律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る規定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章（第十二条を除く）、第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五条の六において準用する労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 この法律の施行前に第六十七条の規定による改正前の道路法第三十五条の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占用は、第六十七条の規定による改正後の道路法第三十二条第一項及び第三項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に第六十九条の規定による改正前の都市公園法第九条の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占用は、第六十九条の規定による改正後の都市公園法第六条第一項及び第三項の規定により会社に対して公園管理者がした許可に基づく占用とみなす。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に第七十一条の規定

定による改正前の共同溝の整備等に関する特別措置法第十五条の規定により旧公社が道路管理者にした協議に基づく占用は、第七十一条の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法第十二条第一項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした第七十四条の規定による改正前の公職選挙法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正）

第二十九条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第七号中「第二十一条を」第十三条に改める。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会開法第八〇号、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の廃止及び改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本電信電話株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等

（一）電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法を廃止する。

（二）日本電信電話公社法の廃止に伴い、同法及び日本電信電話公社（以下「公社」という。）の名称を引用している会計検査院法その他の関係法律について、引用部分の削除、名称の変更等の改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めることとする。

（三）公社が改組され日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）となつた後も、引き続き共済制度を適用することとし、これに伴い、関係法律について所要の改正を行うこととする。

（四）国際電信電話株式会社の営む附帯業務については、郵政大臣の認可を要しないこととする。

（五）会社の労働関係については労働三法によることとし、会社に関する事件については、調停に関して当分の間特別措置を定めることとするが、この特別措置については三年後に見直しを行うものとする。

2 電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等

（一）電話設備費負担臨時措置法を廃止するとともに、これに伴う所要の措置を定めることとする。

（二）公衆電気通信法の廃止に伴い、同法及び同法中に規定されている公衆電気通信役務

等の用語を引用している私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律その他の関係法律について、引用部分の削除、用語の変更等の改正を行うとともに、所要の経過措置を定めることとする。

（三）有線電気通信法及び電波法等の関係法律中、公衆電気通信業務の一元の運営を前提とする規定について所要の改正を行うこととする。

3 施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の整備等を行うこととは要当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十九年十二月十九日

衆議院議長 福永 健司殿
参議院議長 渡辺 紘三

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十九年十二月十四日
参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)」を
「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)を
第一款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)
第二款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)
第三款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)」と改める。

消費税

第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)

第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)

に改める。

第十三条の二第二項中「すでに」を「既に」に改め、同項第三号中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 課税すべき売渡し又は消費その他の処分があつた道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

第十三条の三の見出し中「木材引取税等」を「道府県たばこ消費税等」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方団体の長は、道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税が課される製造たばこ又は木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油が、強制換領手続により換領された場合において、当該製造たばこ、素材又は軽油につき道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちから当該道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税を徴収することができる。

に、「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十一條)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十一條)」を

第一款 市町村たばこ消費税(第四百六十一條)
第二款 市町村たばこ消費税(第四百六十一條)
第三款 市町村たばこ消費税(第四百六十一條)
第四款 市町村たばこ消費税(第四百六十一條)

第十三条の三第二項中「前項の規定により」の下に「道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税」を加え、同条第四項中「特別徴収の方法によつて徴収する」を削り、「物件の引取等」を「売渡し又は引取りに係る物件等道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税」に改める。

第十四条の四の見出し中「木材引取税等」を「道府県たばこ消費税等」に改め、同条中「引取等」を「売渡し又は引取り等」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第十六条の三第一項中「次の各号に」を「次に」に、「特別徴収義務者(第一号から第六号までに掲げる地方税については、申告納付又は普通徴収の方法により地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。以下本条において同じ。)」を「納税者又は特別徴収義務者」に改め、第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 市町村たばこ消費税

第十六条の三第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 道府県たばこ消費税

第十六条の三第四項から第六項までの規定及び第八項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二十五条第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七十二条第五項第十号を次のように改める。

十 電気通信事業(放送事業を含む。)

第七十二条の四第一項第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七十二条の二十二第四項第四号中「環境衛生同業小組合並びに塩業組合」を「並びに環境衛生同業小組合」に改める。

第七十三条の四第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同条の次に次の一号を加える。

一の二 日本たばこ産業株式会社(直接塩専売法(昭和五十九年法律第 号)第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する不動産で政令で定めるもの)

第二章第四節を次のように改める。

第四節 道府県たばこ消費税

第一款 通則

(用語の意義)

第七十四条 道府県たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一

項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

(たばこ消費税の納税義務者等)

第七十四条の二 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合において、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等

は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所としての当該売渡しのに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十四条の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合に

おいては、当該廃止又は取消の時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第七十四条の四 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において

て、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	一グラム
ロ 葉巻たばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かき用の製造たばこ	二グラム

(たばこ消費税の税率)

第七十四条の五 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては千本につき二百円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第七十四条の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に輸用品又は機用品(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第九号又は第十号に規定する輸用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しなものと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ

(第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出入業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出入業者が卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権) 第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造た

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二四

ばことについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二十七第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪)
第七十四条の八 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ消費税の徴収の方法)

第七十四条の九 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた

者に対しはたばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ消費税の申告納付の手続)

第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納付者」という。)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に於ける当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間に於ける売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という。)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第七十四条の六第二項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書にあつては前月の初日

から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間に於ける当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ消費税額及びその基礎となるべき課税標準額がない場合においても、自治省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

3 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納付者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

4 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適當でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項

から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の返付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該返付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができ、この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)

第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申告書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後に

においても、第七十四条の二十四項の規定による決定の通知があるまでは、第七十四条の十項から第三項までの規定によつて申告納付することが出来る。

2 第七十四条の十項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十四項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十項から第三項まで、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した道府県知事又は第七十四条の二十四項の規定により決定をした道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

(たばこ消費税の普通徴収の手続)
第七十四条の十三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前日までに納税者に交付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)
第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者

等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四条の十項又は第三項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第七十四条の六第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合に、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して

十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

(たばこ消費税の脱税に関する罪)
第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(営業の開廃等の報告)
第七十四条の十六 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、自治省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。

特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、自治省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

(帳簿記載義務)
第七十四条の十七 卸売販売業者又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)
第七十四条の十八 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽つた者

二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(市町村たばこ消費税に関する書類の供覧等)
第七十四条の十九 道府県知事が、たばこ消費税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たばこ消費税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 第七十四条の十項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、自治省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。

(たばこ消費税の更正又は決定)
第七十四条の二十 道府県知事は、第七十四条

昭和五十九年十二月二十日 衆議院会議録第四号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二六

の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第七十四条の十二第二項の規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第七十四条の十第一項又は第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金) 第七十四条の二十二 たばこ消費税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第七十四条の十第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

(たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金) 第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前)の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とす。当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決により減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前)の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とす。当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決により減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた

場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたもの

でないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の重加算金)

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出し、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出に

ついて前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

(たばこ消費税に係る督促)

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納期限（第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この項及び第七十四条の二十七第三項において同じ。）までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ消費税に係る督促手数料)

第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分)

第七十四条の二十七 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることとができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠し、損壊し、道府県の不

利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯則取締り

(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七十四条の三十 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七十四条の三十一 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、たばこ消費税に關する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十四条の三十二 第七十四条の三十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においてもたばこ消費税に關する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十四条の三十三 第七十四条の三十の場合において、たばこ消費税に關する犯則事件は、間接国税に關する犯則事件とする。

第七十四条の三十四 第七十四条の三十の場合において、国税犯則取締法第十四條第一項の規定により通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に關する検査拒否の罪)

第七十四条の三十の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二百九十六條第一項第一号中、「日本専売公社及び、日本電信電話公社」を削る。

第三百四十八條第二項第二号中、「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同条第四項中、「塩業組合」を削る。

第三百四十九條の三に次の一項を加える。

31 日本たばこ産業株式会社所有し、かつ、直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 市町村たばこ消費税

第一款 通則

(用語の意義)

第四百六十四條 市町村たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法第二條第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四條第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九條第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九條第六

項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

六 従価割 製造たばこの小売定価に相當する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

(たばこ消費税の納税義務者等)

第四百六十五條 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合)においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。において、当該卸売販売業者の営業所所在の市町村において、当該販売しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに對し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小

売販売業者からその小売販売業者の営業所との当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第四百六十六條 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二條に規定する他の給付又は同法第五百四十九條若しくは第五百五十三條に規定する贈与若しくは同法第五百八十六條第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該引渡した者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一條第一項若しくは第二十二條の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合には、当該廃止又は取消しの時に当該特

定販売業者又は卸販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第四百六十七條 たばこ消費税の課税標準は、從價割にあつては第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三條の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、從量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法第十條第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該

製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	一グラム
ロ 葉巻たばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かき用の製造たばこ	二グラム

(たばこ消費税の税率)

第四百六十八條 たばこ消費税の税率は、從價割にあつては百分の十四・三とし、從量割にあつては千本につき三百五十円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第四百六十九條 市町村は、卸販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に輸用品又は機用品(関税法第二條第一項第九号又は第十号に規定する輸用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税が課された製造たばこ(第四百七十七條第一項又は第二項の規定

による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第四百七十三條第一項又は第二項の規定による申告書を提出すべき市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出入業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出入業者が卸販売業者等とみなして、第四百六十五條の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権)

第四百七十條 市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品

として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第四百六十五條、第四百六十六條及び第四百七十三條の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百八十五條の三第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百七十一條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ消費税の徴収の方法)

第四百七十二條 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第四百六十六條第四項ただし書の規定によつて卸販売業者等とみなされた者に対しては、消費税を課する場合における

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三三〇

る徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ消費税の申告納付の手続)

第四百七十三条 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第四百六十五条第一項の売渡し又は当該市町村の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第四百六十九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第四百七十七条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しなければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第四百六十九条第二項に規定する書類及び第四百七十七条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量

が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適當でない事情が生じたときと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

4 第四百七十七条第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項又は第二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に提出することができる。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

らない。

(納期限の延長)

第四百七十四条 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき市町村長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該市町村長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)

第四百七十五条 第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後において、第四百八十条第四項の規定による決定の通知があるまでは、第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付することができる。

2 第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治

省令で定める様式による修正申告書を第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した市町村長又は第四百八十条第二項の規定により決定をした市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(たばこ消費税の普通徴収の手続)

第四百七十六条 第四百七十二条ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第四百七十七条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所に所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該市町村長に提出すべき第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第四百六十九条第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除

が行われている場合には、その控除前の金額とする。に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市町村長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に對するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に申告すべき課税標準額に對するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相當する金額を還付する。

3 市町村長は、前項の規定により、たばこ消費税額に相當する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充當することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相當する金額を還付し、又は充當する場合に、申告納税者の当該還付に係る第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

（たばこ消費税の脱税に関する罪）
第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受け

た金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相當する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

（道府県たばこ消費税に関する書類の供覧等）
第四百七十九条 市町村長が、たばこ消費税の賦課徴収について、道府県知事に対し、道府県たばこ消費税の納税義務者が道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書、第七十四条の十六の規定により卸売販売業者等が道府県知事に対してした報告に係る書類又は道府県知事が当該納税義務者の道府県たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、道府県知事は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（たばこ消費税の更正又は決定）
第四百八十条 市町村長は、第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による申告書（以下この節において「申告書」という。）又は第四百七十五条第二項の規定による修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を

決定する。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

（たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収）
第四百八十一条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。）があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第四百七十三条第一項又は第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間）に於いては、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）
第四百八十二条 たばこ消費税の申告納税者は、第四百七十三条第一項又は第二項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合に

は、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額、当該税額に係る第四百七十三条第一項又は第二項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額、当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額、修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第四百七十六条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者又は納税者が第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

（たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金）
第四百八十三条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にそ

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二二

の提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。において、第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超過する部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超過する部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その

提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百八十条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百八十条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合
申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

ればならない。

（たばこ消費税の重加算金）

第四百八十四条 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（たばこ消費税に係る督促）

第四百八十五条 申告納税者又は納税者が納期限（第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第四百八十一条第一項の納期限。以下この項及び第四百八十五条の三第三項において同じ。）までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（たばこ消費税に係る督促手数料）

第四百八十五条の二 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（たばこ消費税に係る滞納処分）

第四百八十五条の三 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえない限りはならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納

期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができ、場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えにより行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)
第四百八十五條の四 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者

若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)
第四百八十五條の五 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。

一 第四百八十五條の三第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一條の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百八十五條の三第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一條の規定の例によつて行つた市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯則取締り
(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)
第四百八十五條の六 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第四百八十五條の七 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の

十九第一項の市(以下この条及び次条において「指定都市」という。)の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行ふものとする。

この場合において、指定都市の長は、たばこ消費税に関する犯則事件が指定都市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百八十五條の八 第四百八十五條の六の場合において、国税犯則取締法第十一條及び第十二條の規定は、指定都市のたばこ消費税に関する犯則事件の調査についてののみ、かつ、当該指定都市の区域内に関する限り、これを準用する。

第四百八十五條の九 第四百八十五條の六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においてもたばこ消費税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第四百八十五條の十 第四百八十五條の六の場合において、たばこ消費税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第四百八十五條の十一 第四百八十五條の六の場合において、国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に関する検査拒否等の罪)
第四百八十五條の十二 第四百八十五條の六の場合において、第四百八十五條の十の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされるたばこ消費税に関する犯則事件について、国税

犯則取締法第一條第一項の収税官吏の職務を行う第四百八十五條の六の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四百八十九條第一項第十二号を次のように改める。

十二 電気製塩(塩専売法第五條第一項の指定を受けた者の製造するものに限る。)

第五百八十六條第二項第二十七号の三の次の一号を加える。

二十七の四 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する土地で政令で定めるもの

第七百一條の三十四第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百一條の三十四第三項第二十八号を次のように改める。

二十八 専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百二條第二項中「又は第十七項」を、「第十七項又は第三十一項」に改める。
第七百四條第一項中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。
第七百三十六條第五項中「第四百六十七條」を

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二四

「第四百七十二条から第四百七十七条まで」に、「あわせて行なう」を併せて行うに改める。

附則第十五条に次の一項を加える。

28 日本電信電話株式会社が所有する日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第

号) 附則第三条第八項の規定により日本電信

電話公社が行う出資に係る償却資産のうち、

電気通信機械施設及び電気通信線路施設に属

する基幹的な設備として政令で定めるものに

対して課する固定資産税の課税標準は、第三

百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設

備に対して新たに固定資産税が課されること

となつた年度から五年度分の固定資産税に限

り、当該設備に係る固定資産税の課税標準と

なるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十二条の三第三項中「次条第一項」の

下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「次条

第一項」を「次条第二項」に改める。

附則第三十二条の三の二第二項中「前項」を

「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項を同条第二項と

し、同条に第一項として次の一項を加える。

日本たばこ産業株式会社が直接たばこ事業

法第二条第二号に規定する葉たばこの貯蔵の

用に供する施設(当該葉たばこを熟成させる

ためのものに限る。)に係る事業所等において

行う事業に対して課する事業に係る事業所税

のうち資産割の課税標準となるべき事業所床

面積の算定については、昭和六十四年四月一

日以後に最初に終了する事業年度分までに限

り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床

面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所

税に関する部分に限る。)の規定の適用を受け

るものを除く。以下この項において同じ。)か

ら当該施設に係る事業所床面積の二分の一に

相当する面積を控除するものとする。この場

合においては、第七百一条の四十一第八項の

規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關

する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の

一部を次のように改正する。

第一条第二号を削り、同条第三号を同条第二

号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第

五号を同条第四号とし、同条第六号中「公社」

を「日本国有鉄道」に改め、「日本専売公社に

ついては日本専売公社法(昭和二十三年法律第

二百五十五号)第四十三条の八第一項の財産目

録に、日本国有鉄道については「及び」日本電

信電話公社については日本電信電話公社法(昭

和二十七年法律第二百五十号)第五十八条第一

項の財産目録に」を削り、同号を同条第五号と

する。

第二条第二項中「公社は」を「日本国有鉄道は」

に、「公社有資産所在市町村納付金」を「日本国有

鉄道有資産所在市町村納付金」に改め、同条第

五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第三条第四項及び第四条第五項中「公社」を

「日本国有鉄道」に改める。

第五条第一項中「公社は」を「日本国有鉄道は」

に、「一の公社が所有する償却資産」を「日本国有

鉄道が所有する償却資産」に、「公社が所有する

償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するもの

のうち」を「日本国有鉄道が所有する鉄道の用に

供する償却資産で」に、「当該一の公社」を「日本

国有鉄道」に、「当該大規模の償却資産を所有す

る公社」を「日本国有鉄道」に、「公社」を「日本

国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」

に改め、同条第二項中「一の公社」を「日本国有

鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改め

る。

第五条の二第一項中「公社は」を「日本国有鉄

道は」に、「一の公社」を「日本国有鉄道」に、「こ

える」を「超える」に、「第五項に基づく」を「同条第

五項に基づく」に改める。

第七条の見出しを「(日本国有鉄道の価格等の

申告)に改め、同条中「公社」を「日本国有鉄道

」に改める。

第十一条の見出しを「(日本国有鉄道の固定資

産の価格等の配分)に改め、同条第一項中「公

社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通

信」を削り、同条第二項中「一の公社」を「日本

国有鉄道」に改め、同条第四項中「よつて公社」を

「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が

所有する」を「配分した」に、「において当該公社」を

「において日本国有鉄道」に改める。

第十二条の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」

に改め、同条第一項中「公社が」を「日本国有鉄

道が」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日

本国有鉄道」に改め、同条第二項中「公社」を「日

本国有鉄道」に改め、同条第四項中「当該固定資

産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国

有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改め

る。

第十三条第二項中「公社が」を「日本国有鉄道

が」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十四条第二項及び第十五条第一項中「公社」

を「日本国有鉄道」に改める。

第十六条第二項中「公社は」を「日本国有鉄道

は」に、「こえる」を「超える」に、「公社有資産所

在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在

都道府県納付金」に改め、同条第四項中「当該償

却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改

める。

第十七条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」

に、「第六条若しくは」を「第六条の規定による

台帳価格等の通知」に、「第十一条の規定による

固定資産の価格」を「第十一条の規定による固

定資産の価格等」に改める。

第二十条第二項及び第二十一条中「公社」を

「日本国有鉄道」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施

行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法

(以下「新法」という。)第七十二条第五項第十号

の規定は、昭和六十年以後の年の年中における

事業の所得に対して課すべき個人の事業税から

適用し、昭和五十九年以前の年の年中における

事業の所得に対して課する個人の事業税につい

ては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する塩業組合が行

う事業に対して課する法人の事業税について

は、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新法第七十三条の四第一項の規定は、昭

和六十年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ消費税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる道府県たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業株式会社」という。）が日本たばこ産業株式会社（以下「旧法」という。）第二第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同一項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法

（昭和五十九年法律第 号）附則第十条第一

項の規定により小売販売業者とみなされた者（以下この項及び附則第六条第四項において「継続小売販売業者」という。）が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第七十四条の十四の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第七十四条の四第二項の規定により納付した、又は納付すべきであったたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新法第三百四十八条第二項第二号の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十八条第四項に規定する塩業組合（この法律の施行の際現に存するものに限る。）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第三十一項及び新法附則第十五条第二十八項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市町村たばこ消費税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法第三章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法

第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社（以下「旧法」という。）第二第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同一項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、継続小売販売業者が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第四百六十七條の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第四百六十七條第二項の規定により納付した、又は

納付すべきであったたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新法第五百八十六條第二項第二十七号の四の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

2 新法第五百八十六條第二項第二十七号の四の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第八条 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）及び新法附則第三十二條の三の二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二六

について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第九条 新法第七百二条第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和六十年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の日本国有鉄道有資産等所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産等在都道府県納付金について適用し、昭和六十年分までの公社有資産等所在市町村納付金及び公社有資産等在都道府県納付金(以下この条において「市町村納付金等」という。)については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年分までの市町村納付金等で日本たばこ産業株式会社(以下「産業株式会社」という。)が日本たばこ産業株式会社法附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧交付納付金法」という。)の規定

の例により、日本たばこ産業株式会社が納付する。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年分までの市町村納付金等で日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第四条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、旧交付納付金法の規定の例により、日本電信電話株式会社が納付する。

4 前二項の場合における旧交付納付金法第十一条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第三項中「こえる」を「超える」に、「公社有資産等所在市町村納付金、公社有資産等在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産等所在市町村納付金、日本国有鉄道有資産等在都道府県納付金」に、「あらたに」を「新たに」に、「うめる」を「埋める」に、「行なう」を「行う」に改める。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、昭和六十年分までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十四条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「公社有資産等所在市町村納付金若しくは公社有資産等在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産等所在市町村納付金若しくは日本国有鉄道有資産等在都道府県納付金」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「及び特別徴収義務者」を、「申告納付の方法により徴収する道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。並びに特別徴収義務者)」に改める。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会閣法第七九号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についてたばこ専売制度の改革に対応した改正を行うとともに、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産等所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、並びに日本たばこ産業株式会社が行う塩

専売事業に係る固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講じ、及び日本電信電話株式会社に對し日本電信電話公社から出資される一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(一) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

(1) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」という。)が小売販売業者に売り渡す製造たばこに對し、従価割額及び従量割額の合算額によつて、小売販売業者の営業所所在の道府県及び市町村において卸売販売業者等に課すること。

(2) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては売渡しに係る製造たばこの小売定価に相當する金額とし、従量割にあつては売渡しに係る製造たばこの本数とすること。

(3) 道府県たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一、従量割にあつては千本につき二百円とし、市町村たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の十四・三、従量割にあつては千本につき三百五十円とすること。

(4) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の徴収については、原則として、前月分を毎月末日までに申告納付するものと

すること。

(一) 不動産取得税

日本たばこ産業株式会社が直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の不動産の取得については、非課税とすること。

(二) 固定資産税及び都市計画税

(1) 日本たばこ産業株式会社が所有し、かつ、直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の固定資産に係る課税標準を、その価格の二分の一の額とすること。

(2) 日本電信電話株式会社が所有する日本電信電話公社の行う出資に係る償却資産のうち一定の基幹的な設備に係る課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の二分の一の額とすること。

(三) 特別土地保有税

日本たばこ産業株式会社が直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の土地又はその取得については、非課税とすること。

(四) 事業所税

(1) 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の施設については、非課税とすること。

(2) 専ら公衆のために第一種電気通信事業を営む者で一定のものが、当該第一種電気通信事業の用に供する一定の施設については、非課税とすること。

(3) 日本たばこ産業株式会社が直接葉たばこの貯蔵の用に供する施設（当該葉たばこを熟成させるためのものに限る。）に係る資産割の課税標準の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了

する事業年度分までに限り、事業所床面積の二分の一を控除すること。

2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律に關する事項

日本電信電話公社及び日本専売公社の解散に伴い、公社有資産所在市町村納付金及び公社有資産所在都道府県納付金に係る制度について、所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の改正、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金等に係る制度の廃止等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和五十九年十二月十九日

地方行政委員長 高島 修

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十九年十二月二十日 衆議院會議録第四号

二二八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 三三二二(大代)

定価 二二〇円部